

安来市告示第134号

安来市公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月24日

安来市長 田 中 武 夫

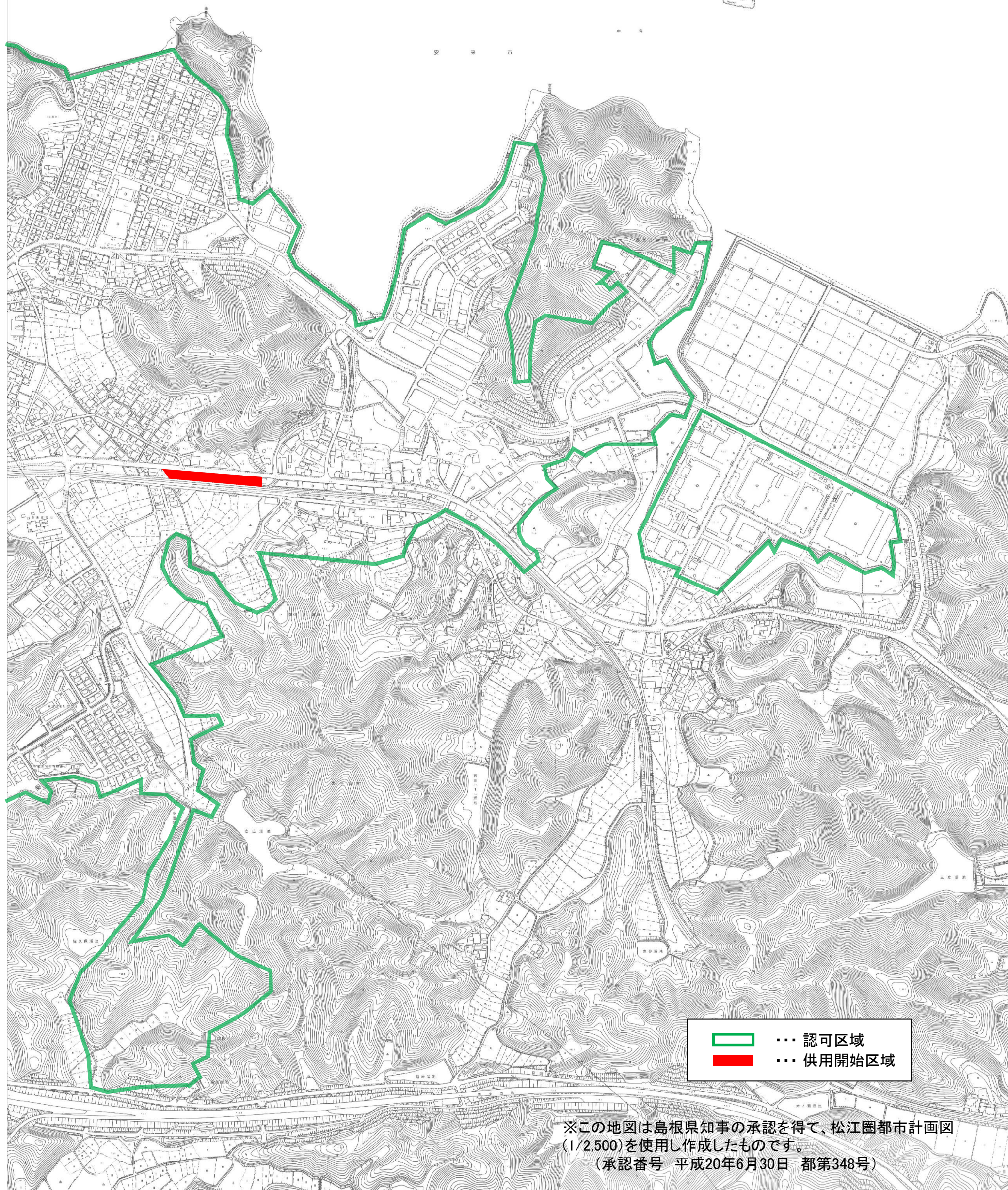


- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和8年8月1日
- 2 供用及び下水を処理すべき区域
黒井田町の一部、西赤江町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
下水を排除する区域（別紙のとおり）
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
松江市竹矢町1444番地
宍道湖流域下水道管理事務所
- 6 関係図面の縦覧場所
安来市役所 上下水道部 下水道課

安来市公共下水道供用開始区域図

令和8年8月1日

安来公共
(安来処理分区②)



安来市公共下水道供用開始区域図

令和8年8月1日

安来公共
(荒島・神塚処理分区②)

- 認可区域
- 供用開始区域

※この地図は島根県知事の承認を得て、松江圏都市計画図(1/2,500)を使用し作成したものです。
(承認番号 平成20年6月30日 都第348号)

注: 縮尺は変更しています。